

事 務 連 絡
令和8年9月2日

出店企業の皆様へ

(公財) 日本食肉流通センター

特定技能制度の運用要領別冊、協議会規約の改正について【情報提供】

日頃から当センターの業務運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

農林水産省畜産局食肉鶏卵課を通じて、特定技能制度（食肉関係を含む飲食料品製造業分野）の運用要領別冊、協議会規約の改正について別添のとおり周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

(別添)

関係団体 各位

大変お世話になっております。

特定技能制度（食肉関係を含む飲食料品製造業分野）の関係で、以下2点ご報告させていただきます。

関係団体の皆様には、省の動きとしてご報告させていただきますが、特定技能外国人受入に係る団体（特に食肉小売関係）の皆様におかれては、お手数ですが、傘下・関係団体様に周知いただけますと大変幸甚です。

ご多忙のところ恐縮ですが、よろしく願いいたします。

①特定技能：飲食料品製造業分野の運用要領別冊の改正について【食肉小売業の追加】

令和8年4月15日の告示により、飲食料品製造業分野の事業所要件に細分類5831「食肉小売業（食料品製造を行うものに限る。）」が追加されておりました。今般、特定技能に係る運用要領別冊が8月28日付で改正されましたので、ご報告します。

また、分野参考様式第13-1号（誓約書）についても改正が行われ、本日、出入国在留管理庁のウェブサイトで公表されました。

[特定技能運用要領 | 出入国在留管理庁](#)

運用要領別冊 [001469550.pdf](#)

誓約書 [001469507.pdf](#)

また、これに併せて、8月31日(月)に農林水産省の飲食料品製造業分野及び食品産業特定技能協議会のウェブサイトも更新予定されております。（中身は入管のものと同じです。）

[飲食料品製造業分野における外国人材の受入れ拡大について：農林水産省](#)

運用要領別冊 [001469550.pdf](#)

【審査に関する変更点】

食肉小売業以外の事業所については、当面の間、旧様式による提出も可とします。ただし、食肉小売業については、新様式による提出が必要となります。

②特定技能：食品産業特定技能協議会規約の改正等について

食品産業特定技能協議会は、規約及び入会規程を改正し、令和8年9月1日以降に加入申請に係る書類提出を行う事業者については、行動規範に係る誓約書の提出を義務付けます。詳細は、別添資料をご確認ください。

- 協議会規約（令和8年6月30日改正）（別紙様式「行動規範に係る誓約書」は最後のページをご確認ください）

- 協議会規約新旧対照表
- 協議会入会規程（令和8年6月30日改正）
- 協議会入会規程新旧対照表
- 行動規範について
- 特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範

【審査に関する変更点】※加入申請ガイドブックに、行動規範の誓約書の書き方等を更新します。

令和8年9月1日以降に申請書類を提出する事業者は、行動規範に係る誓約書の提出が必要となります。

- 飲食料品製造業分野 事業所ごとに提出
- 外食業分野 本社一括加入の場合は、誓約書は1枚の提出で差し支えありません。

食品産業特定技能協議会入会規程

平成 31 年 3 月 29 日 運営委員会決定

令和 6 年 7 月 23 日 一部改正

令和 7 年 5 月 30 日 一部改正

令和 8 年 6 月 30 日 一部改正

食品産業特定技能協議会規約第 12 条の規定に基づき、食品産業特定技能協議会入会規程を次のように定める。

（入会基準）

第 1 条 食品産業特定技能協議会（以下「協議会」という。）の構成員は、協議会の設置の目的を理解し、食品産業特定技能協議会規約（以下「規約」という。）を遵守するとともに、協議会に対し、必要な協力を行わなければならない。

（加入手続）

第 2 条 飲食料品製造業分野又は外食業分野における特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（以下「受入機関」という。）は、協議会の構成員になるため、農林水産省のホームページ内の申込みフォームに必要事項を記入の上、協議会事務局に入会の申込みを行うものとする。

2 前項の場合において、協議会の構成員になろうとする受入機関の事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、主として総合スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）又は食料品スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）を行っている場合は、別紙 1 の誓約書を提出するものとする。

3 第 1 項の場合において、協議会の構成員になろうとする受入機関の営業所が、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可（旅館・ホテル営業の許可に限る。）を受けた者が営む同法第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であって、風営法第 3 条第 1 項の許可（同法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する風俗営業の種別に係

食品産業特定技能協議会入会規程 新旧対照表

改正後	現行
食品産業特定技能協議会入会規程	食品産業特定技能協議会入会規程
平成 31 年 3 月 29 日運営委員会決定 令和 6 年 7 月 23 日一部改正 令和 7 年 5 月 30 日一部改正 <u>令和 8 年 6 月 30 日一部改正</u>	平成 31 年 3 月 29 日運営委員会決定 令和 6 年 7 月 23 日一部改正 令和 7 年 5 月 30 日一部改正
(入会基準)	(入会基準)
第 1 条 (略)	第 1 条 (略)
(加入手続き)	(加入手続き)
第 2 条 飲食料品製造業分野又は外食業分野における特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（以下「受入機関」という。）は協議会の構成員になるため、農振水産省のホームページ内の申込みフォームに必要事項を記入の上、 <u>協議会事務局</u> に入会の申込みを行うものとする。	第 2 条 飲食料品製造業分野又は外食業分野における特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（以下「受入機関」という。）は協議会の構成員になるため、農振水産省のホームページ内の申込みフォームに必要事項を記入の上、入会の申込みを行うものとする。
2～4 (略)	2～4 (略)
(資格確認)	(資格確認)
第 3 条 <u>協議会事務局は、受入機関又は登録支援機関からの前条の申込みを受けた場合には、特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領において定める「飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第 1 3－1 号又は 1 3－2 号）の写し」又は「外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式 1 4－1 号又は 1 4－2）の写し」及び</u>	第 3 条 受入機関又は登録支援機関からの前条の申込みを受けた場合には、事務局は、必要に応じて、「特定技能雇用契約に係る届出書の写し」、「飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書の写し」又は「外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書の写し」その他必要な書類の提出を受け、当該申込みを行った者が協議会の構成員であることの要件を満たすことを確認する。

改正後	現行
<u>規約第4条第2項に定める「特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範を遵守する旨の誓約書」</u>その他必要な書類の提出を受け、当該申込みを行った者が協議会の構成員であることの要件を満たすことを確認する。 2 <u>協議会事務局は、協議会の構成員であることの要件を満たすことが確認された場合には、規約第4条第3項の承認を得たものとして、当該申込みを行った者が協議会の構成員であることの証明書を発行する。</u> (証明書の再交付) 第4条 (略) 2 <u>協議会事務局は、前項の再交付申請を行った者が協議会の構成員であることを確認した場合には、当該申請を行った者に対し、協議会の構成員であることの証明書を再発行する。</u> (変更手続) 第5条 第2条の入会の申込みに係る内容に変更が生じた場合には、構成員は、<u>すみやかに</u>変更届け出書を事務局へ送付する。 2、3 (略) (退会手続) 第6条 構成員は、飲食料品製造業分野又は外食業分野における特定技能所属機関でなくなり、当該分野における特定技能外国人の受入れ予定がない場合は、退会届出書を事務局へ送付するとともに、証明書を	2 協議会の構成員であることの要件を満たすことが確認された場合には、<u>事務局は</u>当該申込みを行った者が協議会の構成員であることの証明書を発行する。 (証明書の再交付) 第4条 (略) (変更手続) 第5条 第2条の入会の申込みに係る内容に変更が生じた場合には、構成員は、変更届け出書を事務局へ送付する。 2、3 (略) (退会手続) 第6条 構成員は、飲食料品製造業分野又は外食業分野における特定技能所属機関でなくなり、当該分野における特定技能外国人の受入れ予定がない場合は、退会届出書を事務局へ送付するとともに、証明書を

るものに限る。)を受けて営んでいる風俗営業の営業所(以下「対象旅館等」という。)である場合は、接待防止マニュアル及び別紙2の誓約書を提出するものとする。

- 4 飲食料品製造業分野又は外食業分野における特定技能所属機関に対して支援を行おうとする登録支援機関は、協議会の構成員になるため、農林水産省のホームページ内の申込みフォームに必要事項を記入の上、入会の申込みを行うものとする。

(資格確認)

第3条 協議会事務局は、受入機関又は登録支援機関からの前条の申込みを受けた場合には、特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領において定める「飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第13-1号又は13-2号)の写し」又は「外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第14-1号又は14-2号)の写し」及び規約第4条第2項に定める「特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範を遵守する旨の誓約書」その他必要な書類の提出を受け、当該申込みを行った者が協議会の構成員であることの要件を満たすことを確認する。

- 2 協議会事務局は、協議会の構成員であることの要件を満たすことが確認された場合には、規約第4条第3項の承認を得たものとして、当該申込みを行った者が協議会の構成員であることの証明書を発行する。

(証明書の再交付)

第4条 構成員は、証明書を失ったときは、証明書再交付申請書を事務局へ送付する。

- 2 協議会事務局は、前項の再交付申請を行った者が協議会の構成員であることを確認した場合には、当該申請を行った者に対し、協議会の構成員であることの証明書を再発行する。

(変更手続)

第5条 第2条の入会の申込みに係る内容に変更が生じた場合には、構成員

は、すみやかに変更届出書を事務局へ送付する。

- 2 前項の場合において、変更に係る事項が特定技能外国人の活動する事業所の行う産業に係るものであって、変更後の産業が総合スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）又は食料品スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）となる場合にあっては、当該活動を開始する前に、別紙１の誓約書を提出するものとする。
- 3 第１項の場合において、変更に係る事項が特定技能外国人の活動する事業所に係るものであって、変更後の事業所が対象旅館等となる場合にあっては、当該活動を開始する前に、接待防止マニュアル及び別紙２の誓約書を提出するものとする。

（退会手続）

- 第６条 構成員は、飲食料品製造業分野又は外食業分野における特定技能所属機関でなくなり、当該分野における特定技能外国人の受入れ予定がない場合は、退会届出書を事務局へ送付するとともに、証明書を破棄する。
- 2 構成員が前条の変更届出を行わず、又は当該構成員と連絡が取れない場合には、当該構成員は協議会を退会したものとみなすことができる。
 - 3 前項において、協議会を退会したものとみなされた構成員が、前条の変更届出を行い、又は連絡が取れる状況になったときは、協議会事務局は、協議会の構成員としての地位を回復させることができる。

（除名）

- 第７条 協議会は、協議会の構成員である特定技能所属機関又は登録支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該機関を構成員から除名することができる。
- 一 各種法令、規約又は入会時の誓約内容に違反したとき
 - 二 協議会に対する協力を怠ったとき
 - 三 協議会の運営を妨げる行為又は協議会の信用を失わせると認められる行為をしたとき

改正後	現行
<u>破棄</u>する。 2 (略) 3 前項において、協議会を退会したものとみなされた構成員が、前条の変更届出を行い、又は連絡が取れる状況になったときは、協議会事務局は、協議会の構成員としての地位を回復させることができる。 (除名) 第7条 協議会は、協議会の構成員である特定技能所属機関又は登録支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該機関を構成員から除名することができる。 一～三 (略) <u>四 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じなかったとき</u> 2、3 (略) (報告) 第8条 (略) 附 則 本規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 本規程は、令和 7 年 5 月 30 日から施行する。 附 則 <u>本規定は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。</u>	<u>返却</u>する。 2 (略) (除名) 第7条 協議会は、協議会の構成員である特定技能所属機関又は登録支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該機関を構成員から除名することができる。 一～三 (略) 2、3 (略) (報告) 第8条 (略) 附 則 本規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 本規程は、令和 7 年 5 月 30 日から施行する。

食品産業特定技能協議会規約 新旧対照表

改正後	現行
食品産業特定技能協議会規約 平成 31 年 3 月 29 日 (令和 3 年 8 月 16 日一部改正) (令和 7 年 5 月 30 日一部改正) <u>(令和 8 年 6 月 30 日一部改正)</u> 運営委員会決定 (名称) 第 1 条 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準(平成 31 年 3 月 15 日付け農林水産省告示第 526 号) 第 3 条第 1 号に規定する「<u>飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会</u>」及び<u>出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき</u>外食業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（平成 31 年 3 月 15 日付け農林水産省告示第 527 号) 第 2 条第 4 号に規定する「外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会」の名称は、食品産業特定技能協議会（以下「協議会」という。）とする。 (目的) 第 2 条 （略） (活動内容) 第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。	食品産業特定技能協議会規約 平成 31 年 3 月 29 日 (令和 3 年 8 月 16 日一部改正) (令和 7 年 5 月 30 日一部改正) 運営委員会決定 (名称) 第 1 条 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（<u>平成 2 年法務省令第 16 号</u>）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（<u>平成 31 年法務省令第 5 号</u>）第 2 条第 1 項第 13 号及び第 2 項第 7 号の規定に基づき定める飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（平成 31 年 3 月 15 日付け農林水産省告示第 526 号) 第 3 条に規定する「飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会」及び外食業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（平成 31 年 3 月 15 日付け農林水産省告示第 527 号) 第 2 条に規定する「外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会」の名称は、食品産業特定技能協議会（以下「協議会」という。）とする。 (目的) 第 2 条 （略） (活動内容) 第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

改正後	現行
一 （略） 二 特定技能外国人の受入に係る人権上の問題等への対応策の検討 三～八 （略） 九 特定技能外国人及び特定技能所属機関に対する、公租公課の納入に係る啓発 十 その他受入れの円滑かつ適正な実施のために必要な情報、課題等の共有・協議等 （構成員） 第4条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。 一～六 （略） 七 出入国在留管理庁 八～十四 （略） 2 前項第一号に掲げる構成員は、特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範を遵守する旨の誓約書（別紙様式）を協議会に提出する。 3、4 （略） （会長） 第5条 （略） （副会長） 第6条 （略） （運営委員会） 第7条 （略） 2、3 （略） 4 運営委員会は、第4条第1項に掲げる者のうち、会長が指名する者（以下「運営委員」という。）をもって構成し、協議会が定める事項について審議し、及び決定する。 5～10 （略）	一 （略） 二 特定技能外国人の受入に係る人権上の問題等への対応 三～八 （略） 九 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報、課題等の共有・協議等 （構成員） 第4条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。 一～六 （略） 七 法務省 八～十四 （略） 2 前項第一号に掲げる構成員は、特定技能雇用契約に係る届出書の写しを協議会に提出する（契約を変更した場合も同様とする。）。 3、4 （略） （会長） 第5条 （略） （副会長） 第6条 （略） （運営委員会） 第7条 （略） 2、3 （略） 4 運営委員会は、第4条第1項に掲げる者のうち、会長が指名する者をもって構成し、協議会が定める事項について審議し、及び決定する。 5～10 （略）

行動規範について



○政府の有識者会議（※）において、委員から「分野別協議会が、受入れ機関等の構成員へのチェック機能を適切に果たせるように機能強化を図るべき」との意見が出されたことを受け、各分野別協議会において法令遵守を含む遵守事項（行動規範等）を策定し、各構成員に遵守を求めることとされた。

（※特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議）

○これを受けて、各分野別協議会では特定技能外国人及び育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範を策定予定。飲食料品製造業分野及び外食業分野においては、両協議会の規約・入会規程において、特定技能所属機関及び育成就労実施者に対し行動規範を遵守する旨の誓約書の提出を義務付け。

行動規範の主な内容

【特定技能・育成就労に共通の事項】

- ・出入国管理関係法令や労働関係法令等の遵守、人権尊重、適正な雇用環境の確保
- ・生産性向上や国内人材確保のための取組（処遇改善や安全衛生対策を含む）の推進
- ・飲食料品製造業・外食業の健全な発展や地域における共生社会の実現への貢献
- ・法令や社会生活上のルール等の遵守に向けた指導、相談対応及び助言の実施
- ・差別的な取扱いやハラスメントがない就労環境の確保
- ・特定技能外国人及び育成就労外国人の適切なキャリアアップへの支援

【育成就労に特有の事項】

- ・転籍制限期間1年を目指すための取組（人材育成上の懸念の解消等）への協力
- ・協議会が定める昇給率以上の割合での昇給の実施（転籍制限期間が1年の場合を除く）

- 四 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じなかったとき
- 2 協議会は、除名を行った場合には、除名措置を行ったことを公表するものとする。
- 3 協議会は、除名されたことがある者からの入会の申込みについて、第3条第2項の規定に関わらず、入会を認めないことができる。

(報告)

第8条 協議会は、構成員に対して除名措置を行ったときは、出入国在留管理庁に報告するものとする。

附 則

本規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、令和7年5月30日から施行する。

附 則

本規定は、令和8年9月1日から施行する。

特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範

食品産業特定技能協議会 運営委員会決議

本協議会は、規約及び入会規程並びに本行動規範の遵守を事業者団体、特定技能所属機関及び登録支援機関に強く求めるとともに、これに違反する事業者団体、特定技能所属機関及び登録支援機関に対しては、本協議会からの除名を含め厳正に対処し、もって本分野における円滑かつ適正な外国人の受入れを実現する。

1. 飲食料品製造業分野及び外食業分野における特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れを実現するため、当該分野の事業者団体、特定技能所属機関及び登録支援機関は、ここで定める行動規範を遵守する。
2. 事業者団体、特定技能所属機関及び登録支援機関は、特定技能外国人の受入れに当たり、出入国管理関係法令、労働関係法令、社会保険関連法令等を遵守するとともに、特定技能外国人の人権を尊重し、適正な雇用環境の確保を推進する。
3. 事業者団体及び特定技能所属機関は、特定技能制度の意義を理解し、特定技能外国人受入れの前提として、生産性向上のための取組や国内人材の確保のための取組（処遇改善や安全衛生対策を含む。）を推進する。
4. 事業者団体、特定技能所属機関及び登録支援機関は、特定技能外国人との相互理解を深め、それぞれの文化や慣習を尊重し、飲食料品製造業及び外食業の健全な発展や、地域における共生社会の実現に貢献する。
5. 事業者団体、特定技能所属機関及び登録支援機関は、悪質な仲介事業者（ブローカー）及び反社会的勢力との関係遮断を徹底する。
6. 特定技能所属機関及び登録支援機関は、特定技能制度への理解を深め、特定技能外国人が法令や社会生活上のルール等を遵守して本邦に在留できるよう指導、相談対応及び助言を行う。この際、「やさしい日本語」を用いるなど、特定技能外国人と適切なコミュニケーションを図るように努める。
7. 特定技能所属機関は、自ら納付すべき公租公課を適切に支払うとともに、特定技能外国人が納付すべき公租公課を適切に支払うよう指導する。
8. 特定技能所属機関及び登録支援機関は、特定技能外国人が外国人であることを理由と

して差別的な取扱いを受けない就労環境を確保する。

9. 特定技能所属機関及び登録支援機関は、暴力、暴言、いじめ及びハラスメントがない就労環境を確保する。
10. 特定技能所属機関は、特定技能外国人に対し、雇用期間や技能の習熟等に応じて昇給を行うこと等により、技能と経験に見合った適切な処遇を確保する。
11. 特定技能所属機関及び登録支援機関は、労働安全衛生の重要性を理解し、文化及び言語が異なる特定技能外国人の背景事情を踏まえた適切な労働安全衛生教育及び労働安全衛生管理を行うことにより、労働災害の防止に努める。
12. 特定技能所属機関及び登録支援機関は、農林水産省が関係業界等と協働して策定する育成・キャリア形成プログラムを参照し、技能修得や資格取得を促すなど、特定技能外国人が適切にキャリアアップできるように努める。
13. 特定技能所属機関及び登録支援機関は、特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするため、本協議会が行う取組に協力する。
14. 特定技能所属機関は、本協議会の構成員資格に係る基準に適合しないこととなったときは、その旨を本協議会に報告する。
15. 事業者団体、特定技能所属機関及び登録支援機関は、規約若しくは入会規程又は本行動規範に違反する事案を把握したときは、必要な措置を講じるとともに、当該事案について本協議会に報告する。
16. 事業者団体、特定技能所属機関及び登録支援機関は、食品産業特定技能協議会運営委員会において協議が調った事項に関する措置を講ずる。
17. 事業者団体、特定技能所属機関及び登録支援機関は、食品産業特定技能協議会（食品産業特定技能協議会から委託を受けた者を含む。）に対し、必要な協力を行う。
18. 事業者団体、特定技能所属機関及び登録支援機関は、飲食料品製造業分野及び外食業分野における特定技能外国人の受入れに関し、農林水産省（農林水産省から委託を受けた者を含む。）が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他の業務に対して必要な協力を行う。

食品産業特定技能協議会規約

平成31年 3 月29日

(令和 3 年 8 月16日一部改正)

(令和 7 年 5 月30日一部改正)

(令和 8 年 6 月30日一部改正)

運営委員会決定

(名称)

第 1 条 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（平成31年 3 月15日付け農林水産省告示第526号）第 3 条第 1 号に規定する「飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会」及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき外食業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（平成31年 3 月15日付け農林水産省告示第527号）第 2 条第 4 号に規定する「外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会」の名称は、食品産業特定技能協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第 2 条 協議会は、構成員が相互の連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図ることに加え、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに地方における人手不足の状況を把握し、必要な対応を協議し、措置を講ずることにより、飲食料品製造業分野及び外食業分野における特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に関する取組を総合的かつ継続的に推進することを目的とする。

(活動内容)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 二 特定技能外国人の受入れに係る人権上の問題等への対応策の検討
- 三 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発

改正後			現行		
(部会) 第8条 協議会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、同表の中欄に掲げるとおりとする。また、部会に部会長を置き、当該部会長は同表の右欄に掲げる者とする。			(部会) 第8条 協議会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、 <u>協議会の所掌事務のうち、</u> 同表の中欄に掲げるとおりとする。また、部会に部会長を置き、当該部会長は同表の右欄に掲げる者とする。		
名称	所掌事務	部会長	名称	所掌事務	部会長
飲食料品製造業部会	1 第3条に規定する活動のうち、専ら飲食料品製造業に係る事項に関する各種活動 2 1の活動で得られた事実、決定事項についての協議会への上申	大臣官房新事業・食品産業部長	飲食料品製造業部会	1 第3条に規定する活動のうち、専ら飲食料品製造業に係る事項に関する各種活動 2 1の活動で得られた事実、決定事項についての協議会への上申	大臣官房新事業・食品産業部長
外食業部会	1 第3条に規定する活動のうち、専ら外食業に係る事項に関する各種活動 2 1の活動で得られた事実、決定事項についての協議会への上申	<u>大臣官房新事業・食品産業部長</u>	外食業部会	1 第3条に規定する活動のうち、専ら外食業に係る事項に関する各種活動 2 1の活動で得られた事実、決定事項についての協議会への上申	<u>大臣官房審議官（兼輸出・国際局・新事業・食品産業）</u>
2～8 (略)			2～8 (略)		
(分科会) 第9条 飲食料品製造業部会に、次の表の左欄に掲げる水産加工分科会、外食業部会に、次の表の左欄に掲げる対象旅館等分科会を置く。これらの分科会の所掌事務は、同表の中欄に掲げるとおりとする。また、各分科会に分科会長を置き、当該分科会長は同表の右欄に掲げる者とする。			(分科会) 第9条 飲食料品製造業部会に、次の表の左欄に掲げる水産加工分科会、外食業部会に、次の表の左欄に掲げる対象旅館等分科会を置く。これらの分科会の所掌事務は、 <u>それぞれの部会の所掌事務のうち、</u> 同表の中欄に掲げるとおりとする。また、各分科会に分科会長を置き、当該分科会長は同表の右欄に掲げる者とする。		

改正後			現行		
名称	所掌事務	分科会長	名称	所掌事務	分科会長
水産加工分科会	1 前条の表に規定する飲食料品製造業部会の活動のうち、水産加工業特有の事情を勘案した<u>地方の水産加工業</u>から大都市にある他の<u>水産加工業</u>への移動を防ぐための各種活動 2 1の活動で得られた事実に基づく、改善に関する飲食料品製造業部会への上申	水産庁 漁政部長	水産加工分科会	1 前条の表に規定する飲食料品製造業部会の活動のうち、水産加工業特有の事情を勘案した水産加工業から大都市にある他の<u>飲食料品製造業</u>への移動を防ぐための各種活動 2 1の活動で得られた事実に基づく、改善に関する飲食料品製造業部会への上申	水産庁 漁政部長
対象旅館等分科会	1 前条の表に規定する外食業部会の活動のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第3項に規定する接待を防ぐための以下の活動 ① 宿泊業界の接待防止マニュアルの作成 ② 特定技能所属機関への各種法令及び誓約内容遵守の周知 ③ <u>法令・誓約書等に違反した場合の対応等</u> 2 1の活動で得られた事実に基づく、改善・除名に関する外食業部会への上申	大臣官房 新事業・ 食品産業 部長	対象旅館等分科会	1 前条の表に規定する外食業部会の活動のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第3項に規定する接待を防ぐための以下の活動 ① 宿泊業界の接待防止マニュアルの作成 ② 特定技能所属機関への各種法令及び誓約内容遵守の周知 ③ <u>人手不足の状況及び経済情勢の変化に関する情報の把握・分析</u> ④ <u>法令・誓約書等に違反した場合の対応等</u> 2 1の活動で得られた事実に基づく、改善・除名に関する外食業部会への上申	大臣官房 新事業・ 食品産業 部長

改正後	現行
2～5（略） 6 <u>部会</u>は、部会長が認める場合には、分科会の議決をもって部会の議決とすることができる。 7 （略） （事務局） 第10条 （略） （議事の公開等） 第11条 （略） （規約等の変更） 第12条 （略）	2～5（略） 6 <u>分科会</u>は、部会長が認める場合には、分科会の議決をもって部会の議決とすることができる。 7 （略） （事務局） 第10条 （略） （議事の公開等） 第11条 （略） （規約等の変更） 第12条 （略）

- 四 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援（特定技能所属機関等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な協力）
- 五 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 六 地域別の手不足の状況の把握・分析
- 七 前号を踏まえた特定技能外国人が大都市圏等へ集中することの回避に係る対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での新たな特定技能外国人の受入れの自粛要請、大都市圏の特定技能所属機関による地方に特定技能所属機関で就労している特定技能外国人の引抜き自粛要請等を含む。）
- 八 特定技能所属機関に対する会員であることの証明
- 九 特定技能外国人及び特定技能所属機関に対する、公租公課の納入に係る啓発
- 十 その他受入れの円滑かつ適正な実施のために必要な情報、課題等の共有・協議等

（構成員）

第4条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 特定技能所属機関
- 二 登録支援機関
- 三 飲食料品製造業者団体
- 四 外食業者団体
- 五 宿泊業者団体
- 六 食品産業に関係する団体（第三号及び第四号に掲げるものを除く。）
- 七 出入国在留管理庁
- 八 外務省
- 九 厚生労働省
- 十 警察庁
- 十一 観光庁
- 十二 農林水産省
- 十三 学識経験者
- 十四 その他協議会が必要と認める者

- 2 前項第一号に掲げる構成員は、特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範を遵守する旨の誓約書（別紙様式）を協議会に提出する。
- 3 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する会長の承認を得て構成員となる。
- 4 農林水産省は構成員の名簿を農林水産省ホームページにおいて公表できるものとする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、農林水産省大臣官房総括審議官とする。
- 3 会長は、協議会を代表し運営を統括する。
- 4 会長は、副会長を指名し、副会長のうち1名を会長代行に指名することができる。

(副会長)

第6条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(運営委員会)

第7条 協議会の円滑な業務執行を図るため、協議会に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、第3条に掲げる活動及び運営上の重要事項（次条に掲げる部会で議決される事項を除く。）を議決する。
- 3 運営委員会は、原則として概ね3ヶ月に1回開催する。
- 4 運営委員会は、第4条第1項に掲げる者のうち、会長が指名する者（以下「運営委員」という。）をもって構成し、協議会が定める事項について審議し、及び決定する。
- 5 運営委員会は、会長が招集し、及びその議長となる。
- 6 運営委員会は、運営委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 7 運営委員会の議事は、運営委員の出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 8 会長は、必要に応じて、運営委員会の会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 9 やむを得ない理由のため、運営委員会の会議に出席できない運営委員は、あらかじめ書面で表決し、又は他の出席する運営委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第6項及び第7項の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。
- 10 会長は、運営委員会を招集する暇のない場合及び議事が軽易である場合は、運営委員会の会議に付議すべき事案を記載した書面を運営委員に回付し、その賛否を問うことにより運営委員会の会議に代えることができる。

(部会)

第8条 協議会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、同表の中欄に掲げるとおりとする。また、部会に部会長を置き、当該部会長

は同表の右欄に掲げる者とする。

名称	所掌事務	部会長
飲食料品製造業 部会	1 第3条に規定する活動のうち、専ら飲食料品製造業に係る事項に関する各種活動 2 1の活動で得られた事実、決定事項についての協議会への上申	大臣官房新事業・食品産業部長
外食業部会	1 第3条に規定する活動のうち、専ら外食業に係る事項に関する各種活動 2 1の活動で得られた事実、決定事項についての協議会への上申	大臣官房新事業・食品産業部長

- 2 前項の表に掲げる部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会長は当該部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 部会の議事は、部会の委員の出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。
- 7 運営委員会は、部会の議決をもって運営委員会の議決とすることができる。ただし、部会の議決に関し他の部会との調整を要するときなど運営委員会において審議すべきものであるときは、この限りではない。
- 8 部会の議決内容は、運営委員会に報告を行うこととする。

(分科会)

第9条 飲食料品製造業部会に、次の表の左欄に掲げる水産加工分科会、外食業部会に、次の表の左欄に掲げる対象旅館等分科会を置く。これらの分科会の所掌事務は、同表の中欄に掲げるとおりとする。また、各分科会に分科会長を置き、当該分科会長は同表の右欄に掲げる者とする。

名称	所掌事務	分科会長
水産加工分科会	1 前条の表に規定する飲食料品製造業部会の活動のうち、水産加工業特有の事情を勘案した地方の水産加工業から大都市にある他の水産加工業への移動を防ぐための各種活動 2 1の活動で得られた事実に基づく、改善に関する飲食料品製造業部会への上申	水産庁 漁政部長

対象旅館等分科会	1 前条の表に規定する外食業部会の活動のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第3項に規定する接待を防ぐための以下の活動 ① 宿泊業界の接待防止マニュアルの作成 ② 特定技能所属機関への各種法令及び誓約内容遵守の周知 ③ 法令・誓約書等に違反した場合の対応等 2 1の活動で得られた事実に基づく、改善・除名に関する外食業部会への上申	大臣官房新事業・食品産業部長
----------	---	----------------

- 2 前項の表に掲げる分科会に属すべき委員は、部会長が指名する。
- 3 分科会長は当該分科会の事務を掌理する。
- 4 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 分科会の議事は、分科会の委員の出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。
- 6 部会は、部会長が認める場合には、分科会の議決をもって部会の議決とすることができる。
- 7 第1項に掲げる分科会の他、部会は必要に応じて分科会を置くことができる。

（事務局）

第10条 協議会の事務は、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課、同部食品流通課、同部外食・食文化課、同省畜産局食肉鶏卵課及び水産庁漁政部加工流通課の協力を得て、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課が行う。

- 2 事務局は、概ね3ヶ月に1回書面又はメール等により、会員に対して協議会の運営に係る事項等を報告する。
- 3 飲食料品製造業部会の事務は、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課の協力を得て、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課が、外食業部会及び対象旅館等分科会の事務は、同部外食・食文化課が、それぞれ行うこととする。
- 4 水産加工分科会の事務は、水産庁漁政部加工流通課が行う。

改正後	現行
(別紙様式) 特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた 行動規範に係る誓約書 食品産業特定技能協議会会長殿 記 当社（事業所）は、貴協議会が定めた「特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範」（以下「行動規範」という。）を確認し、その内容を十分に理解しました。 特定技能外国人を受け入れるに当たっては、行動規範に従い、記載事項を遵守することを誓約いたします。 万が一、行動規範に違反する行為を行ったことにより協議会から除名処分を受けた場合には、当該処分を厳粛に受け止め、異議を申し立てることはありません。 作成日 年 月 日 特定技能所属機関 (企業名) _____ (事業所名) _____ 代表者 (役職) _____ (氏名) _____ 以上	

（議事の公開等）

第11条 会議は、原則として非公開とするが、会議資料及び議事要旨は、原則として公表する。

（規約の変更等）

第12条 本規約の変更は、運営委員会の議決により行うものとする。

2 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、運営委員会が定める。

(別紙様式)

特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動 規範に係る誓約書

食品産業特定技能協議会会長殿

記

当社（事業所）は、貴協議会が定めた「特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範」（以下「行動規範」という。）を確認し、その内容を十分に理解しました。

特定技能外国人を受け入れるに当たっては、行動規範に従い、記載事項を遵守することを誓約いたします。

万が一、行動規範に違反する行為を行ったことにより協議会から除名処分を受けた場合には、当該処分を厳粛に受け止め、異議を申し立てることはありません。

作成日 年 月 日

特定技能所属機関

（企業名）

（事業所名）

代表者

（役職）

（氏名）

以上